

第6回線引き見直し公聴会 公述意見の要旨と考え方（横浜都市計画区域）

公聴会 平成21年5月25日

公述人	公述意見の要旨	考え方
A氏	<p>○ 現在建設中の南本牧ふ頭の敷地の周囲に景観の保全と環境対策のための緑地帯を設置してほしい。</p> <p>横浜市では、今後の国際物流に対応するため、総合的物流拠点となる南本牧ふ頭の建設を現在進めており、物流の他にも廃棄処分場を建設するなど、今後の横浜市の産業、経済、環境に大きな影響を与える重要な役割を担った地域になると考える。南本牧ふ頭の陸地側の半分がほぼ完成されつつあるが、金沢区方面から見ると、コンテナが山積みになり、クレーンの橋脚がむき出しになっているなど、景観がおびただしく損なわれている。また、南本牧ふ頭の東側の海上は、外国の豪華客船も頻りに往来しており、渡航してきた人たちが横浜の景観に最初に触れる場所である。しかし、このままの状態では、横浜の印象は決して良くはないと思う。</p> <p>そこで、金沢区並木の住宅地から、幸浦の工場地帯を目隠しするために設けられた金沢緑地帯のように、南本牧ふ頭の敷地の周囲に、土地をわずかに盛り上げて植樹などをしてもらえないか。これによって、陸上と海上からの景観がそれぞれ保たれると考える。</p> <p>南本牧ふ頭の事業が終わってからではもう遅い。完成してからでは見直そうとしても費用がかかり、その手間もかかる。現在進行中の計画だからこそ、今なら間に合う。景観の保全と環境対策のための緑を設置してほしい。</p>	<p>南本牧ふ頭地区は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、産業拠点ゾーンの港湾関連の流通業務地として「ふ頭や物流関連施設を整備し、スーパー中枢港湾として国際競争力の一層の強化を図る」こととしており、平成2年より、横浜市等がコンテナ貨物の増加やコンテナ船の大型化に対応した大水深・高規格コンテナバースの整備を進めております。</p> <p>また、「横浜港港湾計画」では、市民に開かれた緑地空間を確保するため、地区の特性を生かしながら周辺と調和のとれた景観を形成し、「市民のみなど」として、快適な港湾空間や魅力ある親水空間を創出・継承することとしており、横浜港全体で約134haの緑地等を計画しております。</p> <p>この計画に基づき、南本牧ふ頭地区では、北側の水際線の一部に、地区内で働く人々が海を眺めながら休息できる「休息緑地」や沖合いを航行する船舶などから見た景観上の緩衝帯としての「修景緑地」が合計約8.9ha計画されております。さらに将来構想では、南本牧ふ頭東側の最終処分場となる用地においても、埋立事業完了後に、約13haの緑地を確保することとしております。これらの緑地は、未整備の状態ですが、今後、横浜市が、適切に整備や保全を行っていく予定です。</p>

第6回線引き見直し公聴会 公述意見の要旨と考え方（横浜都市計画区域）

公聴会 平成 21 年 5 月 25 日

公述人	公述意見の要旨	考え方
B 氏	<p>○ 舞岡公園隣接部及びその周辺部の都市計画道路の見直し及び事業中区間の設計変更を要望する。</p> <p>舞岡公園は、横浜市の緑の七大拠点の中でも、ひととき大きな舞岡谷戸の源流域にある。公園は都市計画道路区域内にある分水嶺に隣接しており、生物多様性に富み、横浜の里山原風景を維持している。また、現代では体験しがたくなった古民家と昔ながらの田んぼを中心とし、四季の行事が行われ、夏には蛍の観察会も行われている。</p> <p>この舞岡公園の周辺には、桂町戸塚遠藤線、横浜藤沢線、上永谷戸塚線の3路線の都市計画道路がある。現在、桂町戸塚遠藤線の舞岡地区は開通し、横浜藤沢線の上永谷地区は着工し、また横浜藤沢線の舞岡地区も平成 24 年度を目標に着工されようとしている。横浜市道路局企画課では、都市計画道路の見直しを進めており、横浜藤沢線は事業中のため見直しの対象外、上永谷戸塚線は廃止の候補路線となっている。</p> <p>現在のマスタープランの基本方針には、「緑の七大拠点の保全」「生物の多様性の保全」などが明記されている。しかし、このマスタープランの基本方針が、ただの詭弁に過ぎないことを、桂町戸塚遠藤線の完成で証明してしまった。</p> <p>私は桂町戸塚遠藤線着工時の平成 18 年 3 月に要望書を提出し、湧水保全のために道路縦断の設計変更を提案した。私が直接、横浜市道路局建設課に赴き、聞いた内容は、なるべく雨水浸透水が舞岡公園側に流れるようにし、田んぼへの流量を確保する、とのことだったが、道路縦断の変更は検討してもらえなかった。このときから本質的な問題が全く解決されていない。</p>	<p>舞岡公園は、横浜市が「緑の七大拠点」の一つと位置付けた舞岡・野庭地区の中心部に、総合公園として都市計画決定されており、谷戸の地形を生かしながら、豊かな緑と市内でも残り少なくなった田園風景を保全し、市民が農体験や自然観察を楽しむことのできる公園として、平成 4 年に開園しています。</p> <p>一方で、都市計画道路の桂町戸塚遠藤線、横浜藤沢線、上永谷戸塚線は、横浜市南西部における主要な道路ネットワークを形成する幹線道路として都市計画決定されており、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、市内各地域の連絡強化等のため、引き続き、桂町戸塚遠藤線と横浜藤沢線の整備を図ることとしております。</p> <p>舞岡公園に隣接している区間の都市計画道路の整備にあたっては、公園内に残された緑や自然環境の保全に配慮する必要があると考えております。以下、都市計画道路の整備や計画見直しについて、路線毎に考え方をお示しします。</p> <p>まず、桂町戸塚遠藤線の舞岡公園に隣接する小菅ヶ谷・舞岡地区は、平成 20 年 3 月に整備が完了していますが、この地区の整備にあたり、関係機関や市民等で構成する「舞岡公園田園・小谷戸の里管理運営委員会」と調整しながら、地下水を下流の湿地帯へ流す工夫や、公園への騒音及び光の漏れを抑える遮音壁兼遮光板の設置などの対策を講じて、舞岡公園への影響の低減を図ってまいりました。その結果、公園内の水田における耕作に影響がでていないと、現時点では聞いておりません。</p>

第6回線引き見直し公聴会 公述意見の要旨と考え方（横浜都市計画区域）

公聴会 平成 21 年 5 月 25 日

公述人	公述意見の要旨	考え方
B 氏	<p>湧水保全のために、分水嶺から北、戸塚側の道路計画高をなるべく水平にし、標高を高め設計することが望ましく効率的と言える。この事実は道路局建設課も認めていたが、分水嶺を大きく開削し、北から南の栄区側に大きく傾斜した道路となった。</p> <p>横浜藤沢線及び桂町戸塚遠藤線の線形は、舞岡谷戸への流域面積が大幅に減少するため、雨水集水量が減少する計画になっている。公園計画の資料でも舞岡谷戸の地質や湧水の事前調査が行われており、雨水浸透水が田んぼへの主な供給水になっていると明記されている。都市計画道路の完成による田んぼへの雨水浸透水の流量減少は、当初から懸念されており、田んぼづくりのみならず蛍等湿地生物の保全も危ぶまれる。桂町戸塚遠藤線と横浜藤沢線をつなぐ幅員 11.5m の連絡道路を新設することは、流量を確保する上で大きな問題となる。計画どおりにつくるには、公園の園路を含む敷地を開削し、大きな擁壁を設置しなければならないはずであるため、湧水や蛍を保全することと、計画どおり道路を整備することには、大きな矛盾が生じている。</p> <p>横浜藤沢線の戸塚、栄、港南各区にある未完成部分の計画は、平面上だけの計画であり、舞岡公園源流域にある分水嶺周辺の役割や意義を考慮に入れ、立体的な検討を詳細に行い、多様な生物を保全する計画に変更すべきである。道路局建設課から、着工中の事業は変更できないと聞いたが、過去の線形を踏襲して施工することはできないはずである。昭和 40 年代に作成された都市計画道路の線形は、その他にも大きな欠陥があり、桂町戸塚遠藤線へ通じる横浜藤沢線の藤沢方面の連絡道路が欠けている。また、本線の幅員が横浜方面は 25m、藤沢方面</p>	<p>次に、横浜藤沢線の舞岡公園に隣接する上永谷舞岡地区は、平成 8 年度から横浜市が事業に着手しておりますが、桂町戸塚遠藤線との連絡道路の整備に伴う影響範囲を極力小さくするための構造検討など、舞岡公園への影響低減を図るよう、関係機関等と調整を進めながら整備計画を検討しており、舞岡公園と小菅ヶ谷北公園を繋ぐ既存の道路に歩道を設けるなどの検討も行っております。</p> <p>また、横浜藤沢線は、横浜市港南区の環状 2 号線を起点とし、桂町戸塚遠藤線、環状 3 号線、横浜環状南線、環状 4 号線等を経て、鎌倉市境に至る幹線道路であり、市内の拠点と周辺市の拠点との連携を高めるとともに、高速道路のインターチェンジへのアクセス性の向上を図ることができるなど、骨格的な道路網を形成する重要な路線であることから、横浜市では優先的に事業着手する路線に位置付けております。このため未着手区間についても、今後、横浜市が事業化に向けて、関係機関と調整を進めるとともに、事業実施に先立ち、地域の方々に説明会等による情報提供を行うこととしております。</p> <p>なお、横浜藤沢線の桂町戸塚遠藤線との交差部において、横浜方面には本線と別に連絡道路を計画しておりますが、藤沢方面は周辺の道路ネットワークにより機能が代替できることなどから、当初から連絡道路を計画しておりません。連絡道路を併設する区間では、歩道を連絡道路に設置し本線には設置しないため、その分本線の幅員が縮小しております。</p> <p>最後に、上永谷戸塚線は、横浜市港南区</p>

第6回線引き見直し公聴会 公述意見の要旨と考え方（横浜都市計画区域）

公聴会 平成 21 年 5 月 25 日

公述人	公述意見の要旨	考え方
B氏	<p>が 32mと非対称になっている。これはマクロで計画されたゆえの設計上の欠陥であるように見受けられる。</p> <p>時を経た今、環境保全を基本方針に掲げて計画している経緯があるので、舞岡公園の敷地を一寸たりとも改変すべきではない。桂町戸塚遠藤線と横浜藤沢線の連絡道路は、上下線とも取りやめ、既存の市道を改修して迂回連絡道路とすることを希望する。また、舞岡公園と小菅ヶ谷北公園との緑の連続性をなるべく保ち、歩行者専用道路等を設けて安全に行き来できるようにすることを望む。そして、上永谷戸塚線は、路線廃止することを要望する。</p> <p>横浜藤沢線舞岡地区を含む未完成部分については、県や市の各関係部局及び戸塚、栄、港南各区の担当者がそろって一つのテーブルに着く必要がある。各区のまちづくり担当者、舞岡公園及び小菅ヶ谷北公園の担当部局及び市民団体代表、公園づくりに関わった有識者など多くの意見を集め、議論をした上で計画を変更することが望ましい。</p>	<p>の横浜藤沢線を起点とし、国道 1 号等を経て、戸塚区の柏尾戸塚線に至る幹線道路であり、戸塚駅周辺地区から市南東部への放射方向の連絡を強化する路線ですが、上永谷戸塚線の未着手区間は、周辺に代替の道路ネットワークがあることや豊かな環境資源としての「舞岡ふるさとの森」の保全を考慮し、横浜市が平成 20 年 5 月に取りまとめた「都市計画道路網の見直しの素案」において、「廃止候補」となっております。今後、横浜市では、上永谷戸塚線の未着手区間の廃止について、関係機関との協議を行うこととしております。</p>

第6回線引き見直し公聴会 公述意見の要旨と考え方（横浜都市計画区域）

公聴会 平成 21 年 5 月 25 日

公述人	公述意見の要旨	考え方
C 氏	<p>○ 区域区分と用途地域について、私が日常の生活の中でいつも感じている地域環境の疑問点と私の希望する内容を述べる。</p> <p>舞岡川と県道横浜伊勢原線に囲まれた、小さな区域だけが、昔から準工業地域に指定されている。その道路のすぐ向かい側には、第一種低層住居専用地域と第一種住居地域があり、舞岡川をはさんで、すぐ向かい側が市街化調整区域である。</p> <p>私は、この地域の住環境や景観が周辺住宅地と一体なのに、なぜここだけが準工業地域なのかといつも感じている。以前は大きな工場が立地していたが、現在は移転し、その跡にバス会社の営業所が進出してきた。</p> <p>私は、2、3年前に市民からの提案という制度を利用して、この準工業地域の用途変更を申し出たことがある。それに対して、平成 20 年 4 月に横浜市から「旧都市計画法の時代から準工業地域に指定されており、現行の都市計画法においても工業系の用途地域に立地すべき施設が立地していたため、昭和 48 年 12 月に準工業地域に指定されたものとする」との回答があった。しかし昭和 48 年の時はそうだったと思うが、平成 20 年には既にバス会社の営業所になっていた。</p> <p>舞岡地区まちづくりプランでは、この地区を住工共存地区と表記しており、確かに準工業地域の指定とは合致しているが、このプランは平成 11 年に策定されたもので、今は環境も人も景観も、すべてが大きく変わっている。現況を確認し、見直しに取り組んでほしい。</p> <p>私が個人的に地権者の合意を求めて、都市計画提案制度を利用して行政の壁にぶつかっていくには、ちょっと荷が重過ぎる。この先、地権者が準工業地域でしか立地できない施設を</p>	<p>用途地域は、都市の将来像を想定し、都市の機能配置、密度構成等を勘案して市街地の土地利用を適正に区分し、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を行うことにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図ることを目的として指定されております。</p> <p>その中で準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域であり、環境の悪化をもたらすおそれのない工場が住宅等と混在している地区や流通業務施設、自動車関連施設の立地する地区等に指定されております。</p> <p>横浜市では、用途地域を変更する際には、横浜市都市計画マスタープラン等のまちづくりに関する方針への適合や、都市計画変更による既存の建築物への影響、土地所有者等の方々の意向などを十分に配慮する必要があると考えております。こうした観点から、ご意見にありました地域をみてみますと、現時点で住居系の用途地域に変更することは、困難であると考えております。</p> <p>なお、建築物の用途、容積率、高さ、壁面の位置の制限など地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりを誘導する手法として、地区計画などの活用も考えられます。例えば地区計画は、地域における合意のもとで、用途地域よりも小さな街区単位でまちづくりのルールを都市計画に定めることができる制度です。これらは、地元の発意により進めるまちづくりですが、横浜市では、まちづくりの専門家の派遣等の支援を行っております。</p>

第6回線引き見直し公聴会 公述意見の要旨と考え方（横浜都市計画区域）

公聴会 平成 21 年 5 月 25 日

公述人	公述意見の要旨	考え方
C氏	<p>この地に持ってくることは考えにくいと思っているが、逆に準工業地域のままでは、この恵まれた住環境の中に進出してくる施設を阻止する手立てがない。そこで、準工業地域から準住居地域あるいは第一種か第二種住居地域への用途変更をお願いする。</p> <p>○ この準工業地域に舞岡川をはさんで隣接している、市街化調整区域の一部について、考え方を述べる。</p> <p>里山景観を残し、緑を残すためにも、市街化調整区域は必要だと思うが、無秩序な市街化を防止するという名のもとに、この地域は乱雑な土地利用が進行している。市民にとって、貴重な緑地や農地が減少し、資材置場、駐車場、廃棄物処理施設、鉄筋加工業、砂利粉砕作業所といった建造物を伴わない土地利用が増え、市街化調整区域であるために土地が荒れている。これは、後継者難で営農継続が困難な地権者のやむを得ない土地利用の実態であり、地域環境の荒廃と言えるのではないかと。</p> <p>このままでは、まちが壊れてしまう。地域の現状をよく見極め、市街化調整区域として本来あってはならない混乱した土地利用を改善するため、土地所有者の合意形成を導く指導力を発揮し、きめ細かい線引きの見直しによる、緑の環境と農業並びに住環境の保全を実現するようお願いする。この場所は、市街化区域に変更し、宅地として開発した方が、より地域環境が良くなると思う。</p> <p>川をはさんで、県道横浜伊勢原線のすぐ上の谷戸で、業者が緑地を掘り下げ、がけを削って宅地造成を進めている。その一方で、地域の平坦部分である舞岡川の市街化調整区域が荒れている。市街化調整区域を全部見直せと言うつ</p>	<p>県では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や区域区分等の見直しを行うために、学識経験者や市町等の意見を十分に反映した上で、県の基本的な考え方や市街化区域への編入基準等を示した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等に関する都市計画の決定又は変更にあたっての基本的基準」（以下、「基本的基準」という。）を定めております。</p> <p>この「基本的基準」では、平成 12 年国勢調査の人口集中地区（建築物の建っていない区域は除く。）等の既に市街地を形成している区域及び土地区画整理事業が 3 年以内に着手することが確実な区域等の計画的に市街化を図るべき区域について市街化区域への編入を行うものとしております。</p> <p>また、横浜市では、「基本的基準」を踏まえ、「区域区分見直しの基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」という。）を定めており、平成 12 年国勢調査の人口集中地区を市街化区域へ編入する条件として、相当数の建築物が連坦する区域で、都市基盤が整備され現に市街地環境が形成されている区域であること、農地、山林・緑地等が少ない区域であること等を掲げております。</p> <p>ご意見にありました地域については、一</p>

第6回線引き見直し公聴会 公述意見の要旨と考え方（横浜都市計画区域）

公聴会 平成21年5月25日

公述人	公述意見の要旨	考え方
C氏	もりはないが、市街化調整区域の荒れた実情をつぶさに見て、住民の暮らしの実態を把握し、線引きを再度見直してほしい。	部が平成12年国勢調査の人口集中地区ではあるものの、大部分は建築物が連坦しておらず、一定の農地等も存在することから、「基本的基準」及び「基本的な考え方」に定める市街化区域への編入基準に該当しないため、市街化区域への編入は行いません。